

## 平成 24 年度監査計画

平成 24 年 3 月 21 日

日本証券業協会

### 1. 監査の基本的考え方

平成 24 年度の監査については、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の構築、公正な取引の確保の観点等から実施する。

また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの保有状況等（以下「リスク等」という。）に基づいた監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効果的、効率的な監査を行う。

### 2. 監査の重点事項

内部管理態勢が不十分な状況や、金融商品の販売に関し、不十分な商品の説明状況に伴う苦情等が多くみられることを踏まえ、平成 24 年度における監査の重点事項は以下のとおりとする。

なお、監査の実施に際しては、単に法令・諸規則違反の検証にとどまらず、その背景となった内部管理態勢の状況について重点的に点検を行う。

#### 【会員、特別会員共通】

##### (1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の検証

協会の内部管理態勢の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行う。

特に、インターネット取引を行っている会員及びシステム障害の発生が多い会員にあっては、システムリスク管理態勢の状況について点検を行う。

##### (2) 金融商品の説明及び勧誘状況の検証

投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況及び金融商品の販売に当たって、商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているかについて、高齢者への販売状況を重点的に点検する。

特に、投資信託については、顧客の投資目的・意向を軽視した取引等を未然に防止する管理態勢、乗換勧誘時における重要事項の説明状況及び相場下落等により大幅な基準価額の変動が生じた場合のアフターケアの状況等について点検を行う。

- (3) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売状況の検証  
合理的根拠適合性の検証状況、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び投資信託並びにレバレッジ投資信託の勧誘開始基準の策定状況等や注意喚起文書の交付状況等を点検する。

#### 【会員のみ】

- (4) 顧客資産の分別管理の状況の検証  
顧客資産が確実かつ整然と分別管理されているか重点的に点検を行う。
- (5) 売買管理態勢の検証  
インサイダー取引等の不公正取引の未然防止の観点から売買管理態勢の状況について点検を行う。  
特に、売買審査の実効性を確保するために、インターネットを利用した顧客の注文に係る必要な情報の保存状況について点検を行う。

### 3. 監査対象先の選定

単に監査周期のみでなく、以下の状況等を総合的に考慮して監査対象先を優先的に選定する。

- (1) 自己資本規制比率の状況【会員のみ】  
自己資本規制比率が一定水準（200%）を割り込んだ会員、又は同比率が急激に減少している会員
- (2) 過去の協会監査、行政検査等の状況  
特に過去の監査、検査で処分等を受けた協会員、又は内部管理態勢の脆弱さを指摘されている協会員
- (3) 各種の情報  
営業及び財産の状況に関し風評がある等、経営や営業の実態を確認する必要がある協会員、又は証券事故の発生や一般投資家からの苦情等が多い協会員
- (4) 業務内容、顧客層等の状況  
リスク度が高い商品を主に取り扱う業務内容となっている協会員。  
なお、リテール営業を行っている協会員に対しては、分別管理の状況、投資勧誘の状況等の定期的なチェックが必要なことから、少なくとも3年に1回程度は監査を行う。

なお、監査規則第4条第1号に定める「一般監査」（以下「一般監査」という。）については、監査対象先の規模、支店等への監査の実施状況によって増減するが、会員95社、特別会員65機関を目途とする。

#### 4. 監査の実施方法

監査規則第5条に定める実地監査及び書類監査の実施方法は以下のとおりとする。

##### (1) 実地監査

###### イ. 対象部店

監査の対象部店は、原則として、本店とする。

ただし、支店又は営業所等については、必要に応じて本店と併せて又は単独で監査を行う。

###### ロ. 臨店期間

監査対象先の業務内容やリスク等に基づき決定することとし、原則として、1対象先につき30営業日以内とする。

###### ハ. 監査実施通知

監査の実施に当たっては、監査期間及び監査対象部店等を書面により通知する。

当該通知に当たっては、「一般監査」については、あらかじめ監査対象先の代表者に対して、原則として監査着手日の概ね15営業日前に行う。

なお、監査規則第4条に定める「特別監査」、「フォローアップ監査」及び「継続的・機動的監査」（以下「特別監査等」という。）については、監査着手日までにそれぞれ行う。

###### ニ. 監査項目

一般監査の実施に当たっては、監査対象先のリスク等に基づき、個別具体的に監査項目を決定する。

なお、平成24年度計画の策定に当たり掲げる監査項目は、別紙のとおりとする。

###### ホ. その他

「オンサイト監査モニター（下記6. (2)参照）」の結果を踏まえ、作成依頼資料の削減・簡素化、既存資料の積極的活用、的確なヒアリングの実施等、さらに効率的な監査の実施に努める。

##### (2) 書類監査

###### イ. 対象先の選定

第一種金融商品取引業を主たる業務としない会員や登録金融機関業務の実績が極めて少ない特別会員等、業務の内容や規模からみて、実地監査の必要がないと思われる協会員について選定する。

## ロ. 監査実施通知

監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象先の代表者に対して、書面により通知する。

当該通知は、書類提出期限の概ね10営業日前に行うものとする。

## ハ. 書類の提出

提出を求める資料については、所定の提出期限を設けるとともに、提出された書類の内容が十分であると認められない場合には、再提出を求める。

また、提出された書類に基づき監査を行った結果、必要があると認めた場合には、改めて実地監査を行う。

## 5. 監査結果の通知等

### (1) 監査の講評

監査で把握した法令・諸規則上の不備及びその背景にある内部管理態勢上の不備について、その問題点の所在を講評する。

ただし、緊急を要すると判断した場合等においては、講評しないことがある。

### (2) 監査結果の通知

監査結果については、監査対象先の代表者に対し、書面により通知する。

ただし、「特別監査等」については、監査結果の内容によって、書面による通知を行わないことがある。

### (3) 監査事例等の周知徹底

協会の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及びそれを裏打ちする内部管理態勢の構築に係る自主的な取組みの促進に資するため、監査結果の概要については半期毎に、また、監査結果の具体的内容及び留意事項については四半期毎にそれぞれ整理のうえ協会員あてに通知し、周知徹底を図る。

## 6. 監査モニター制度（監査に対する意見受付）

監査の実態を把握することにより、適切な監査の実施を確保するとともに、透明性及び信頼性の高い監査の実施に資するため、協会員から以下のとおり、オフサイト又はオンサイトによる意見の受け付けを実施する。

ただし、金融商品取引所との合同検査においては、協会監査に係るもののみ対象とする。

### (1) オフサイト監査モニター制度

監査を実施した協会員を対象として、監査本部とは別の部署（内部監査部）において書面により意見を受け付ける。

イ. 意見受付範囲

監査方法、監査期間、監査手法等について受け付ける。

(注) 法令・諸規則の解釈、事実認定等、監査指摘の内容に係るものは除く。

ロ. 意見提出先・方法

日本証券業協会会長あてとし、郵送又は協会WANによるものとする。

ハ. 受付期間

臨店監査開始日から監査終了日（監査結果通知書交付日）の1か月後までとする。

ニ. 意見受付後の対応

- ・ 監査対象先から寄せられた意見については、会長直轄の内部監査部が必要に応じ、意見表明先及び監査本部に対し、ヒアリング及び資料徴求を行う。
- ・ 内部監査部は、調査結果を会長に報告するとともに、監査担当責任者（監査本部長又は監査1部長。以下同じ）に通知し、必要に応じ、改善等の指示を行う。
- ・ 寄せられた意見について、意見表明先に対し個別には回答しないが、今後の監査に有効に活用する。

(2) オンサイト監査モニター制度

監査を実施した協会員のうち、監査本部が任意に選択した会社を対象として、監査担当責任者が、臨店期間中に監査対象先を訪問し、代表者、内部管理統括責任者等から直接意見等を受け付ける。

イ. 意見受付範囲

監査方法、監査期間、監査手法等について、受け付ける。

ロ. 意見受付後の対応

監査担当責任者は、必要に応じ、監査チームの主任監査員に対し所要の指示を行う。

7. 当局及び他の自主規制機関等との連携

監査の効率性及び実効性を高める観点から、以下のとおり関係先との連携を引続き強化する。

- (1) 証券取引等監視委員会との間において、同委員会が行う検査と本協会が行う監査のあり方の検討や、同委員会が主催する研修への参加により監査業務の質的向上を図る。
- (2) 金融庁、証券取引等監視委員会及び他の自主規制機関の実務担当者との間において、監査に関する有用な情報の交換を行う。
- (3) 他の自主規制機関と実施している合同検査において、現行の検査スキームの問題点を検証し、改善を図る。

- (4) 本協会のオフサイトモニタリング担当部署との連携をより密にし、オンサイト（監査）とオフサイト（監視）のツールを相互に補完しあう態勢を強化する。

## 8. 節電対応

電気事業法の規定に基づき、電気の使用制限（以下「使用制限」という。）が課された場合等の監査については、以下のとおりとする。

### (1) 使用制限が課された場合

使用制限が指定された地域内に本店が所在する協会員及び同地域内に所在する協会員の支店・営業所に対する一般監査は、指定された期間が解除されるまでの間、原則として行わない。

### (2) 使用制限が課されていない場合

協会員が取り組んでいる節電対応策を尊重し、当該協会員の負担に十分配慮のうえ監査を実施する。

以 上

## 平成24年度監査計画に基づく監査項目

一般監査の実施に当たっては、監査対象先の業務内容やリスクの保有状況等に基づき、個別具体的に監査項目を決定する。

なお、平成24年度計画の策定に当たり掲げる監査項目は、以下のとおりである。

### 1. 内部管理、リスク管理等

- (1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の整備、強化の状況
- (2) 顧客資産の分別管理の実施状況
- (3) 自己資本規制比率の算出状況
- (4) 株券のディーリング業務・貸借取引等の管理状況
- (5) 有価証券の引受け審査態勢等の整備、強化の状況
- (6) グリーンシート銘柄の新規届出に係る審査態勢の整備、強化の状況
- (7) 個人情報の保護に関する指針等の遵守状況
- (8) 本人確認の励行状況（仮名取引の受託、名義・住所の貸借を含む）
- (9) 反社会的勢力との関係遮断に関する管理態勢の整備、強化の状況
- (10) 証券事故等に関する改善措置及び事故確認手続き等の実施状況
- (11) 外務員登録に関する管理状況
- (12) 公社債等の取引公正性の確保状況
- (13) M S C B等の取扱いに関する規則の遵守状況
- (14) プレヒアリングの適正な取扱いに関する規則の遵守状況
- (15) 委託業務に関する管理状況
- (16) 倫理コードの保有及び遵守状況
- (17) 役職員の有価証券の売買等に関する管理態勢の状況
- (18) 証券化商品の販売等に関する管理態勢の状況
- (19) C F D取引に関する管理態勢の状況

### 2. 内部監査

- (1) 監査態勢の整備、強化の状況
- (2) 内部監査の実施状況

### 3. 売買管理、注文管理等

- (1) 会員及び顧客による不公正取引防止のための売買管理態勢の整備状況  
(インターネット利用顧客の注文に係る売買管理の実効性の確保に必要な情報の保存状況を含む。)
- (2) 法人関係情報の管理態勢の整備状況
- (3) 取引所外売買に関する法令・諸規則の遵守状況

- (4) 私設取引システム（PTS）による売買取引の管理状況
- (5) 誤発注の未然防止に関する注文管理態勢の整備、強化の状況
- (6) 最良執行方針等の実施状況

#### 4. システム管理、BCP対応等

- (1) システムリスク管理態勢の状況
- (2) インターネット取引のガイドラインの遵守状況
- (3) 緊急時事業継続態勢の整備状況
- (4) 偽造カード等による不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則の遵守状況

#### 5. 投資勧誘、顧客管理等

- (1) 「適合性の原則」に関する状況
- (2) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な商品の販売に関する状況
- (3) 特定投資家と一般投資家との移行に関する管理状況
- (4) 契約締結前交付書面等の交付及び同書面に関する説明状況  
(金融ADR制度の事項を含む。)
- (5) 虚偽告知、誤解告知、断定的判断の提供及び虚偽表示、誤解表示に関する法令の遵守状況
- (6) 広告等規制に関する対応状況（広告等の社内審査の状況等を含む）
- (7) 投資信託の乗換勧誘時の説明等に関する状況（償還乗換優遇制度の利用状況等を含む）
- (8) 信用の供与の条件として取引を勧誘する行為等及び優越的地位の濫用に関する未然防止の状況（自動的な信用供与に関する未然防止の状況等を含む）
- (9) 非公開融資等情報の管理状況
- (10) 有価証券と預金等との誤認の未然防止状況
- (11) グリーンシート銘柄等の投資勧誘及び売買等に関する法令・諸規則の遵守状況
- (12) 店頭有価証券の投資勧誘及び売買等に関する法令・諸規則の遵守状況
- (13) 内部者取引の管理状況
- (14) 募集株券等の顧客への配分状況
- (15) 信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則の遵守状況
- (16) その他禁止行為等に関する法令・諸規則の遵守状況

#### 6. 金融商品仲介業等

- (1) 金融商品仲介業における有価証券の売買等に関する法令・諸規則の遵守状況
- (2) 金融商品仲介業者の管理態勢の整備状況

以 上

## 自主規制会議における規則制定・改正関係等の審議状況について

平成 24 年 3 月 21 日

### 1. 規則制定・改正関係

#### ①「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について（別紙1）

先般、金商法等改正に係る政令・内閣府令等が一部改正され、ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等が整備された。

これにより、上場発行者の増資手法として新たに「コミットメント型ライツ・オファリング」を、我が国においても本格的に導入することが可能となることを踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（財務諸表参考様式）の一部改正を行うことを決議した（平成 24 年 3 月 19 日決議）。

#### ②「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」の制定について（別紙2）

先般公表された平成 23 年金商法等改正に係る政令・内閣府令案等において、会員が仲介のために行う 5%以上の株券等の買付けが、インサイダー取引規制上の軽微基準に該当する改正案が示されているところである。

今般、当該改正案の内容を踏まえ、会員が株券等の仲介目的のブロックトレードを行うに当たって、必要な措置を定めるため、「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」を制定することを決議した（平成 24 年 3 月 19 日決議）。

#### ③「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（別紙3）

昨年 7 月に公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」において、規則の見直しの検討に着手するとした事項のうち、「外国証券取引口座設定申込書の受入れ義務の見直し等」及び「外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等」について、現在の取引実態や取引環境等に適応した規則とするため、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正を行うことを決議した（平成 24 年 3 月 19 日決議）。

#### ④「債券のフェイルの解消に関する規則」等の一部改正について（別紙4）

先般、資産流動化法及び各種の関連税法が改正され、本邦におけるスクーク（イスラムの教義や戒律に合致するように整えて発行する証券をいう。）発行のための法律上及び税制上の整備が行われた。

本邦におけるスクークは、資産流動化法に規定する特定目的信託の社債的受益権を利用して発行されることを踏まえ、今般、協会員間及び協会員と顧客との間で社債的受益権の受渡しにつきフェイルが生じた場合の受渡しの円滑化を図るため、「債券のフェイルの解消に関する規則」を一部改正するとともに、会員における経理処理の取扱いを明確化するため、「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正を行うことが決議された（平成 24 年 3 月 19 日決議）。

⑤「標準情報レポーティング・パッケージ(Standardized Information Reporting Package : S I R P)」の一部改正について(別紙5)

本協会では、協会員が証券化商品の販売等を行うに際し、トレーサビリティ(追跡可能性)を確保するに足る態勢を構築する必要性に鑑み、「標準情報レポーティング・パッケージ(S I R P)」を制定している。

今般、「証券化商品に関するワーキング・グループ」において、S I R Pの見直しの必要性等について検討を行い、投資家に証券化商品のリスクを適切に評価してもらうための環境の改善策の一つとして、S I R Pの利便性の向上を図ることとし、S I R Pの構成及び記載項目の内容について一部改正を行うことを決議した(平成24年3月19日決議)。

**2. 規則改正等の検討事項関係**

○「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」報告書に対するパブリック・コメントの結果について(別紙6)

本年1月17日から2月7日までの間、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」が取りまとめた報告書の内容について、パブリック・コメントの募集を行った結果、6社から計12件の意見が寄せられた旨の報告を受けた(平成24年3月19日報告)。

以 上

## 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 24 年 3 月 19 日

日本証券業協会

### I. 改正の趣旨

昨年 5 月 25 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行される「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」においては、ライツ・オフアリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の整備のための金融商品取引法（以下「金商法」という。）の一部改正が行われるとともに、関係する政令・内閣府令等についても一部改正が行われている。

また、昨年 9 月 16 日には、金融庁・開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会において、ライツ・オフアリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について、一定の考え方が取りまとめられたところである。

これらにより、上場発行者の増資手法として新たに「コミットメント型ライツ・オフアリング」（ライツ・オフアリングのうち、引受会員等が上場発行者との契約に基づいて未行使分の新株予約権を行使するもの）を、我が国においても本格的に導入することが可能となることを踏まえ、今般、これら一連の制度整備への円滑な対応等を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則」及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（財務諸表参考様式）の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

### II. 改正の骨子

#### 1. 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

(1) 「コミットメント型ライツ・オフアリング」の定義を追加することとする。  
(第 2 条第 26 号)

(2) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフアリングに係る引受けを行うに当たっては、当該引受会員による新株予約権の行使に伴う払込日までの企業動向についての的確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。  
(第 4 条)

(3) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフアリングに係る引受業務において上場発行者等から新株予約権証券を取得した場合、取得後速やかに、当該新株予約権証券の取得状況を開示する等の措置を取らなければならないこととする。  
(第 32 条の 2)

- (4) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オファリングに係る引受業務において上場発行者等から新株予約権証券を取得した場合、60日を経過するまでの間に基準日が設定された株主総会において、新株予約権を行使して取得した株券等の議決権を行使してはならないこととする。

(第32条の3)

- (5) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オファリングのうち、特定の外国居住株主の新株予約権の行使が制限されるものを引き受ける場合にあっては、新株予約権証券の流動性を阻害する要因がないかとの観点から引受審査を行うものとする。

(第32条の4)

- (6) その他所要の整備を図る。

## 2. 「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について

- コミットメント型ライツ・オファリングに係る引受を行った会員が作成する財務諸表への注記事項を追加することとする。

(「財務諸表参考様式」I 主な注記事項)

## Ⅲ. 施行の時期

1. 上記Ⅱ. 1. の改正は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングから適用する。
2. 上記Ⅱ. 2. の改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表より適用する。

以 上

## 「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」の制定について

平成 24 年 3 月 19 日

日本証券業協会

### I. 制定の趣旨

平成 24 年 2 月 15 日に公布された平成 23 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に係る政令・内閣府令において、会員が仲介のために行う 5 % 以上の株券等の買付けが、インサイダー取引規制上の軽微基準に該当する改正がなされているところである。

今般、当該改正の内容を踏まえ、会員が株券等の仲介目的のブロックトレードを行うに当たって、必要な措置を定めるため、「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」を制定することとする。

### II. 規則制定の骨子

#### (1) 目的及び定義規定

- ① この規則は、会員が株券等の仲介目的のブロックトレードを行うに当たって、必要な措置を定めることにより、適正な業務運営を図り、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(第 1 条)

- ② 「仲介目的のブロックトレード」及び「株券等」の定義を規定する。

(第 2 条)

#### (2) 書面の差入れ等

会員は、仲介目的のブロックトレードを行う場合は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 27 号イの規定により約したことを証した書面を、仲介目的のブロックトレードにおいて買い集める株券等の売主に対して差し入れ、又は当該株券等の売主との間で取り交わさなければならないこととする。

(第 3 条)

#### (3) 株券等の区分管理

会員は、仲介目的のブロックトレードを行った場合、当該仲介目的のブロックトレードにおいて買い集める株券等に係る議決権の数の合計を当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の 100 分の 5 以上保有している期間は、当該株券等をブロックトレード専用口座により他の株券等と区分して管理しなければならないこととする。

(第 4 条)

(4) 電磁的方法による書面の交付

会員は、書面の差入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができることとする。(第5条)

**Ⅲ. 施行の時期**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

以 上

## 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 3 月 19 日  
日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する懇談会 中間論点整理」における提言を受けて取りまとめた「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（平成 23 年 1 月 18 日）に基づき、平成 23 年 4 月 19 日から 5 月 13 日までの間、協会員各社に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集し、7 月 19 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表したところである。

今般、同検討計画において規則の見直しの検討に着手するとした事項のうち、「外国証券取引口座設定申込書の受入れ義務の見直し等」及び「外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等」について、現在の取引実態や取引環境等に適応した規則とするため、本規則の一部を改正することとする。

### 2. 改正の骨子

#### (1) 外国証券取引口座設定申込書の受入れ義務の見直し等

- ① 協会員が顧客と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定に係る申込みを受け、当該申込みを受けたことが確認できるよう証跡を残すことを義務付けるが、その方法については、従来の「外国証券取引口座設定申込書の受入れ」という方法に加えて、その他協会員が定める方法によることができることとする。(第 3 条第 2 項及び同第 3 項)
- ② 協会員が顧客と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときにおいて、当該顧客に対して、外国証券取引口座に関する約款を既に交付している場合で、当該顧客から改めて約款の交付を求める旨の申出がないときは、改めて当該約款を交付することを要しないこととする。(第 3 条第 4 項)

#### (2) 外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等

- ① 国内非上場の外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、当該外国株券等の発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料等（以下、「資料等」という。）を当該発行者から速やかに受領又は収集し、第 6 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより顧客に提供しなけ

ればならないが、国内においてインターネットの利用その他の方法により、容易かつ継続的に資料等を取得することができる場合には、これらの義務を課さないこととする。

他方、国内においてインターネットの利用等により資料等が容易かつ継続的に取得することができない場合には、従来どおりの対応とする。(第 28 条第 1 項)

- ② 本協会による会員通知及び資料等の公衆縦覧を廃止し、国内においてインターネットの利用等により資料等が容易かつ継続的に取得することができない場合には、協会員に資料等の公衆縦覧を義務付けることとする。(第 28 条第 1 項)
- ③ 上記①の対応を行うことに伴い、「情報収集業務方法書」に係る規定及び「発行者から資料等の受領又は収集が困難となった場合等の措置」に係る規定は、国内においてインターネットの利用等により資料等が容易かつ継続的に取得することができない場合に限り適用する。(第 28 条第 2 項から第 4 項)
- ④ 本協会による資料等の公衆縦覧を廃止した後も、投資者が国内非上場の外国株券等の国内公募の引受等の状況を一元的に閲覧できるという利便性が保たれるよう、発行者の名称等については、本協会が協会員から届出を受けて公表することとする。(第 27 条及び第 29 条)

(3) その他所要の整備を図る。

### 3. 施行の時期

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項から同条第 9 項及び第 33 条第 2 項(「第 33 条第 2 項」を「第 32 条第 2 項」に改める部分を除く。)の改正は、平成 24 年 4 月 9 日(注)から施行する。

(注) 取引所の受託契約準則の一部改正の施行日と同日としている。

以 上

## 「債券のフェイルの解消に関する規則」等の一部改正について

平成24年3月19日

日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

先般、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立し、資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）及び各種の関連税法が改正され、本邦におけるスクーク（イスラムの教義や戒律に合致するように整えて発行する証券をいう。）発行のための法律上及び税制上の整備が行われ、昨年11月24日に施行されたところである。

本邦におけるスクークは、資産流動化法に規定する特定目的信託の社債的受益権（以下「社債的受益権」という。）を利用して発行することとされており、株式会社証券保管振替機構では、本年4月を目途に、一般債振替制度において、社債的受益権の取扱いを開始することとしている。

今般、協会員間及び協会員と顧客との間で社債的受益権の受渡しにつきフェイル（社債的受益権の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、受渡しに合意されていた当該社債的受益権を受け渡されていないことをいう。）が生じた場合の受渡しの円滑化を図るため、「債券のフェイルの解消に関する規則」の一部を改正するとともに、会員が社債的受益権の配当及び経過配当を授受した場合の経理処理の取扱いを明確化するため、「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部を改正することとする。

### 2. 改正の骨子

#### (1) 「債券等のフェイルの解消に関する規則」の一部改正について

- ① 規則名を「債券等のフェイルの解消に関する規則」にあらためる。
- ② 「債券」の定義を「債券等」とし、資産流動化法に規定する社債的受益権を追加する。  
(第2条第3号チ)
- ③ バイ・イン実行の通知を確認する書面に記載する「取引の決済において精算されるべき金銭の額」に社債的受益権の剰余金の配当に係る取扱いを追加する。  
(第8条第1項第3号ロ【脚注】)
- ④ ②の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

【脚注】 第8条第1項第3号ロに規定する経過配当とは、利付債券を売買するときに授受される経過利子と同様に、特定目的信託の社債的受益権の売買において、前回の配当支払日と次回の配当支払日の間が受渡日となる場合に、買い手から売り手に対して支払われる日割りで計算された配当相当額（売り手が所有していた前回配当支払日の翌日から受渡日までの日数（経過日数）分の配当相当額）をいいます。

(2) 「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について

- ① 「受取債券利子」勘定科目の内容に「特定目的信託の社債的受益権に係る受取配当及び受取経過配当を含めて計上する」旨を追加するとともに、「支払債券利子」勘定科目の内容に「特定目的信託の社債的受益権に係る支払配当及び支払経過配当を含めて計上する」旨を追加する。

(Ⅱ 営業収益[金融収益]、金融費用[金融費用])

- ② 特定目的信託の社債的受益権の経過配当の処理に係る用語の読み替え規定を追加する。

(Ⅲ 経理処理等 4. 債券の経過利子の処理)

**3. 施行の時期**

この改正は、株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度での社債的受益権の取扱開始の日から施行する。

以 上

## 「標準情報レポーティング・パッケージ (Standardized Information Reporting Package : S I R P)」の一部改正について

平成 24 年 3 月 19 日  
日本証券業協会

### I. 改正の趣旨

本協会では、協会員が証券化商品の販売等を行うに際し、トレーサビリティ（追跡可能性）を確保するに足る態勢を構築する必要性に鑑み、「証券化商品の販売等に関する規則」（以下「規則」という。）及び「標準情報レポーティング・パッケージ (Standardized Information Reporting Package : S I R P)」(以下「S I R P」という。)を制定している（平成21年6月1日実施）。

さらに、規則及びS I R Pの制定後、状況に応じた規則及びS I R Pの見直しの必要性等について検討を行うために、「証券化商品に関するワーキング・グループ」（以下「ワーキング・グループ」という。）を設置している。

ワーキング・グループでは、「わが国の証券化市場の現状と課題 —— 市場活性化の観点から —— (証券化商品に関するワーキング・グループの当面の検討課題)」（平成23年7月）を公表し、投資家に証券化商品のリスクを適切に評価してもらうための環境の改善策の一つとして、S I R Pの利便性の向上を図ることとし、S I R Pの構成及び記載項目の内容の妥当性について、検討を行い、次の対応が適当であるとの結論を得た。

- ① わが国の証券化商品は、私募形式の商品が多いという特徴があるが、私募形式の商品を販売する際の説明においても、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）を勘案して作成された資料が用いられていることが多いという実態に鑑み、説明の内容とS I R Pの記載項目との関係がより分かりやすくなるよう、開示府令との平仄の観点から、S I R Pの構成を改める。
- ② S I R P制定後の実務に即し、C M B S (Commercial Mortgage Backed Securities、商業用不動産ローン債権等を裏付けとする証券化商品) のS I R Pの内容を充実させる。

以上を踏まえ、S I R Pの一部を改正することとする。

## II. 改正の骨子

### (1) 発行時開示項目に関する構成の変更

証券化商品の販売時の説明が、開示府令を勘案して行われているという実態に鑑み、説明の内容とSIRPの記載項目との関係がより分かりやすくなるよう、開示府令との平仄の観点から、発行時開示に係る項目の区分及び記載順を改める。

(全商品の発行時開示に係る部分)

### (2) CMBSの実務に即した内容の充実

CMBSの実務に即し、次のような項目や注意書きの新設を行うなど、内容の充実を図る。

- ① バックアップ・アセット・マネージャーの名称等、DSCR (Debt Service Coverage Ratio) の計算根拠及び不動産信託期間・信託銀行名に関する項目を新設する。

(CMBS B-1-14、B-1-15、B-2-3、C-1-5)

- ② 延滞に関するレポートについて、スペシャルサービサー移管後の報告に関する注意書きを新設する。

(CMBS B-4)

### (3) その他

記載内容の明確化や表現の統一の観点から、所要の修正を行う。

## III. 実施の時期

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

以 上

# 別紙 6

## 「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」報告書に対する パブリック・コメントの結果について

平成 24 年 3 月 1 日

日本証券業協会

本協会では、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」が取りまとめた報告書の内容について、平成 24 年 1 月 17 日から 2 月 7 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（12 件 6 社）の概要及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	報告書における 該当箇所	意見の概要	考 え 方
1	11～13 頁	<p>ここにいう「公正」「公平」という概念は、損失補てんに繋がることを防止する意味合いが強い、と認識している。</p> <p>IPO や PO における条件決定の傾向や個人客のニーズ、また「基本方針」や「社内規則」の内容についての認識も必要である。</p>	<p>配分に関する規制の如何にかかわらず、引受証券会社が、発行者についても市場についても熟知している専門家として、公正な配分に努めなければならないことは当然であり、配分が公正や公平を旨として行われるべきことは今後も変わることはありません。</p> <p>よって、今回の配分に関する規制の見直しは、当然のことながら、損失補てんと捉えられるような不公正な配分を行わないことが前提として議論されました。</p> <p>そのうえで、報告書 12 頁において記述されておりますように、配分結果の画一的な公平の過度の追求が案件ごとの適切な配分を実現しているとは必ずしも言えないことに留意すべきとされ、公正の確保を前提としつつ、案件の状況に応じて柔軟な配分が行われることが重要であるとの方向性が示されたところです。</p>
2	11～13 頁	<p>個人投資家が最も好むと言ってよい IPO や PO 株の配分方法について、規則から「個人投資家」という文言を消し去ることは、結果的に個人投資家を軽視することになるのではないか</p>	<p>御指摘の点につきましては、配分に関する基本的な精神を定める規定において個人投資家への配分を求めていることが、すべての案件において一律に個人投資家への相当数量の配分が必須であると解され、個別の案件をめぐる状況に照らすと、場合によっては適切な配分が実現できていないのではないかと、との指摘があったところ</p>

項番	報告書における 該当箇所	意見の概要	考 え 方
			<p>です。</p> <p>ただ、個人投資家への配分について規則において言及するか否かにかかわらず、個人投資家に対して募集・売出しにおける投資機会を適切に提供していくことが証券会社による配分において重要であることには変わりがない、との考え方も報告書 13 頁において示されております。</p>
3	16 頁	<p>わが国において、配分先に関する情報を発行者に提供する慣行がないと断じているが、少なくとも日本株以外における株式募集においては、配分先情報が発行会社に開示されている現実を踏まえるに、海外投資家にとって、日本株については「配分先に関する情報を発行者に提供する慣行がない」と断じてしまうことは、客観的かつ公正な価値判断とは言えないのではないかと。</p>	<p>分科会の議論においては、配分先に関する情報の発行者に対する提供についての制度及び慣行は、わが国と海外とは異なることが指摘されたところです。</p> <p>そのうえで、配分の透明性の向上、不公正な配分の抑止、市場の公正さに対する信頼の向上のため、わが国においても配分先に関する情報の発行者に対する提供を制度化する方向性が示されたところです。</p>
4	16 頁	<p>配分先に関する情報の発行者に対する提供についての投資家におけるコンセンサスにつき、元来発行者は株主名簿を通じ最終的には株主を知りうる主体であり、また既に機関投資家については一部の証券会社において同意を取って行われている実態がある。</p> <p>例えば証券会社と発行者との間の守秘義務契約の締結等、実務面の必要な手当ては検討される必要はあろうが、この情報提供をすることが募集・売出しの円滑な実施の妨げになるとの具体的な事例・論拠に乏しく、本件を議論する上でことさら焦点を当てるべき本質ではないと考える。</p>	<p>既に配分先に関する情報の発行者に対する提供が行われている実態があるようですが、今回の報告書では、この情報提供の意義に鑑み、制度として導入する方向が示されたところです。</p> <p>なお、この制度化に当たっての実務的な課題については、今後、検討することといたします。</p>
5	16 頁	<p>配分先に関する情報の発行者に対する提供は、証券会社における配分先の決定前に行われるべきである。</p>	<p>今回の報告書では、不公正な結果をもたらすような親引け行為を誘発するのではないかと懸念に鑑みると、制度として</p>

項番	報告書における 該当箇所	意見の概要	考 え 方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者は既存株主を含むその投資家（株主）全てに対して等しく発行者としての忠実義務等の責任を負っており、配分の結果に責任を持つべきとの指摘がなされている。配分の最終決定権限は引受証券会社にあるといえども、最終決定に至るプロセスが可視化されること自体は、この観点から重要なことであり、配分先の情報提供が事後となると、発行者は配分の過程に関与できず、結局は当該公募増資に対する発行者としての義務を果たせず、投資家の信頼を得る機会を失うことになる。</li> <li>・ 公募増資というイベントを投機的に利用する投資家は、中長期的には、J-REITの成長にとっても既存投資主の利益のためにも望ましくなく、新投資口がどういった投資家に配分されるかをという情報は、発行者にとって重大な関心事である。</li> <li>・ 「不公正な結果をもたらすような親引け行為を誘発することにもなりかねない」懸念があるのであれば、それは別途、かかる親引け行為を厳に禁止すればよい。親引け規制については「証券会社が適正と判断する場合については許容する」旨の方向が示されており、配分先に関する情報の発行者に対する提供のタイミングにおいてその懸念を議論するのは矛盾している。</li> <li>・ 発行者には、引受証券会社の真の販売力は分からず、実際はブラックボックスである。配分先情報を引受証券会社と発行者で共有することは、不公正な配分を抑止するためには必須。</li> </ul>	<p>は、証券会社において配分先を決定した後に情報提供することとする方向性が示されたところです。</p> <p>なお、本協会では、現在においても、配分先の投資家の同意を得る等して守秘義務の問題をクリアする等、必要な対応がとられるのであれば、証券会社における配分先の決定の前後を問わず、配分先に関する情報が発行者に対して提供されることを禁止している訳ではありません。</p>

項番	報告書における 該当箇所	意見の概要	考 え 方
		<p>・配分決定前に発行会社に配分（候補）先の情報を提供するには、「No という意思表示がない限りは同意と看做す」こととする等、同意プロセスを現実的な観点から簡便化する必要がある。</p>	
6	18 頁	<p>配分についての考え方を整理した後に、IPO の際の一部抽選ルールについて廃止、もしくは配分比率の変更を検討したほうがよい。発行者の状況、市場環境、投資家や資金属性のいずれも考慮せず配分対象者を決定する IPO の抽選義務は、分科会での「柔軟な配分」に関する議論と矛盾すると考えている。また、規則化された平成 18 年は新規公開株の人気の高かった時期であり、現在の相場環境を鑑みて見直しを図る時期ではないか。</p>	<p>御指摘の点を含め、今後の制度化に当たって検討することといたします。</p>
7		<p>コーナーストーン投資家について、安定株主の確保により必要以上の需給悪化を防ぐ効果があると考えられ、また企業の資本政策の自由度を高める意味からも意義が大きいため、インサイダー情報の管理が担保されるという前提で、導入を前向きに検討すべきと考える。</p>	<p>海外におけるいわゆるコーナーストーン投資家プロセスのような手法を制度として導入することは難しいと思われませんが、報告書で見直しの方向性が示された配分に関する規制及び親引け規制や現行の開示制度等の枠組みを踏まえ、実務面での対応が図られることが考えられます。</p>
8		<p>公正性を確保しつつ柔軟な配分を実現するよう規則の改正が行われると思うが、実際の運用で画一的に取り扱っては規則改正の意味がなくなってしまう。これを回避するには関係者の「公正」に関する認識のレベルを平準化する必要があると考えるため、規則改正時には、その基本的な考え方についての補足資料を併せて公表した方がよいのではないか。</p>	<p>規則改正に当たっては、規制の趣旨について御理解いただけるような工夫を図ってまいりたいと存じます。</p>
9		<p>2009 年から 2010 年にかけて行われた一連の無秩序ともいえるべき株式公募によって、日本の株式市場の国際的な信用度が低</p>	<p>貴重な御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>

項番	報告書における 該当箇所	意見の概要	考 え 方
		<p>下し、総体的に日本企業の長期的な企業価値の上昇が停滞している中、更なる全体の株価値の押し下げ要因となったことは、多くの投資家にとって大変遺憾であることを考えると、今回の議論は、内外の機関投資家にとり大変有意義であり、その重要性は彼らにとって強調してしきれないものがある。</p> <p>今回の報告書で述べられている『配分における「公正」の確保が必要である』という点においてまず述べられなければならないことは、不特定多数の投資家に対するそれの前に、既存株主への公正さではないかと考える。</p> <p>彼らが、現慣行では一連の株式公募において株価値の下落と保有分の希薄化の両面において大きな損害を被っているという現状を再認識せずして、この国のガバナンス全般の今後の進歩と株式市場の整備と信用性の維持は無いと考える。</p> <p>そして、既存株主の保有株式の希薄化という課題は、当該企業がファイナンスを行なうことが出来るという観点に比べますと第二義的な重要性しか与えられていないように見受けられる。</p> <p>その一つの解決策として、昨今金融庁と東証で、主に金商法の改正等で rights issue 制度導入の整備が行われつつあるのは大変喜ばしいことである。</p> <p>内外の機関投資家は、株主の所謂 preemption rights - 新株優先引受権 という概念が今の日本の株式市場において早急に認識され法制度・規制枠として確立されることを望んでおり、今回の議論の主旨・目的は必ずしも内含していないかもしれないが、配分に関する一連の議論の最終</p>	

項番	報告書における 該当箇所	意見の概要	考 え 方
		到達点にこの preemption rights の尊重がある、という点を改めて認識して頂きたい。	

以 上

# 資料 3

## 平成23年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成24年2月度月次速報）

平成24年3月19日  
証券・金融商品あっせん相談センター

### 1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	23年度 累計	月平均 (累計/月数)
<b>相談</b>	451	340	434	350	343		3,953	359.4
取引制度に関する相談	123	116	127	120	90		1,199	109.0
勧誘に関する相談	135	129	154	118	113		1,230	111.8
売買取引に関する相談	96	47	74	53	71		744	67.6
事務処理に関する相談	43	23	31	23	19		356	32.4
その他の相談	54	25	48	36	50		424	38.5
<b>苦情</b>	118	112	119	105	96		1,105	100.5
勧誘に関する苦情	82	73	72	62	50		637	57.9
売買取引に関する苦情	28	19	22	31	25		259	23.5
事務処理に関する苦情	3	17	18	4	13		127	11.5
その他の苦情	5	3	7	8	8		82	7.5
<b>あっせん</b>	36	33	32	17	25		284	25.8
勧誘に関する紛争	25	30	29	13	23		246	22.4
売買取引に関する紛争	11	3	1	4	2		32	2.9
事務処理に関する紛争	0	0	2	0	0		6	0.5
その他の紛争	0	0	0	0	0		0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

### 【参考 1】 23年度上期の月別状況

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	23年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
<b>相談</b>	359	316	316	276	362	406	2,035	339.2
取引制度に関する相談	125	93	98	96	112	99	623	103.8
勧誘に関する相談	88	83	97	65	109	139	581	96.8
売買取引に関する相談	72	53	66	56	78	78	403	67.2
事務処理に関する相談	37	52	27	27	34	40	217	36.2
その他の相談	37	35	28	32	29	50	211	35.2
<b>苦情</b>	97	70	87	86	114	101	555	92.5
勧誘に関する苦情	44	33	53	49	57	62	298	49.7
売買取引に関する苦情	25	17	18	20	34	20	134	22.3
事務処理に関する苦情	18	16	12	6	12	8	72	12.0
その他の苦情	10	4	4	11	11	11	51	8.5
<b>あっせん</b>	23	29	33	18	22	16	141	23.5
勧誘に関する紛争	21	25	29	15	21	15	126	21.0
売買取引に関する紛争	2	2	3	2	1	1	11	1.8
事務処理に関する紛争	0	2	1	1	0	0	4	0.7
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 23年度上期及び前年度(22年)の状況

	23年度上期 累計	23年度上期 月平均	22年度 累計	22年度 月平均
相 談	2,035	339.2	4,099	341.6
取引制度に関する相談	623	103.8	1,487	123.9
勧誘に関する相談	581	96.8	974	81.2
売買取引に関する相談	403	67.2	567	47.3
事務処理に関する相談	217	36.2	454	37.8
その他の相談	211	35.2	617	51.4
苦 情	555	92.5	1,009	84.1
勧誘に関する苦情	298	49.7	498	41.5
売買取引に関する苦情	134	22.3	257	21.4
事務処理に関する苦情	72	12.0	141	11.8
その他の苦情	51	8.5	113	9.4
あっせん	141	23.5	239	19.9
勧誘に関する紛争	126	21.0	184	15.3
売買取引に関する紛争	11	1.8	47	3.9
事務処理に関する紛争	4	0.7	3	0.3
その他の紛争	0	0.0	5	0.4

2. 商品別処理状況(24年2月度)

(単位:件数)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	2月度 合計
相 談	127	70	124	4	0	5	13	343
取引制度に関する相談	39	16	27	1	0	3	4	90
勧誘に関する相談	16	35	57	0	0	2	3	113
売買取引に関する相談	41	13	15	1	0	0	1	71
事務処理に関する相談	9	0	7	1	0	0	2	19
その他の相談	22	6	18	1	0	0	3	50
苦 情	26	18	39	1	0	6	6	96
勧誘に関する苦情	5	13	26	0	0	6	0	50
売買取引に関する苦情	16	2	5	1	0	0	1	25
事務処理に関する苦情	4	3	4	0	0	0	2	13
その他の苦情	1	0	4	0	0	0	3	8
あっせん	6	9	6	0	0	4	0	25
勧誘に関する紛争	4	9	6	0	0	4	0	23
売買取引に関する紛争	2	0	0	0	0	0	0	2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成23年度(平成23年4月～平成24年2月までの累計)の状況

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	1,460	911	1,271	97	6	12	196	3,953
取引制度に関する相談	509	270	281	36	0	8	95	1,199
勧誘に関する相談	210	404	586	6	0	3	21	1,230
売買取引に関する相談	341	143	209	42	3	0	6	744
事務処理に関する相談	226	21	72	7	2	0	28	356
その他の相談	174	73	123	6	1	1	46	424
苦 情	321	314	367	25	4	35	39	1,105
勧誘に関する苦情	87	258	249	5	0	35	3	637
売買取引に関する苦情	127	42	75	10	2	0	3	259
事務処理に関する苦情	79	8	20	5	2	0	13	127
その他の苦情	28	6	23	5	0	0	20	82
あっせん	49	110	90	8	1	26	0	284
勧誘に関する紛争	31	108	76	5	0	26	0	246
売買取引に関する紛争	16	2	11	3	0	0	0	32
事務処理に関する紛争	2	0	3	0	1	0	0	6
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

### 3. 男女別処理状況(24年2月度)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	2月度 合計
相談	169	156	18	343
取引制度に関する相談	49	32	9	90
勧誘に関する相談	50	59	4	113
売買取引に関する相談	30	37	4	71
事務処理に関する相談	11	7	1	19
その他の相談	29	21	0	50
苦情	49	37	10	96
勧誘に関する苦情	23	19	8	50
売買取引に関する苦情	13	10	2	25
事務処理に関する苦情	9	4	0	13
その他の苦情	4	4	0	8
あっせん	9	11	3	23
勧誘に関する紛争	7	11	3	21
売買取引に関する紛争	2	0	0	2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成23年度(平成23年4月～平成24年2月までの累計)の状況

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相談	2,130	1,629	194	3,953
取引制度に関する相談	679	434	86	1,199
勧誘に関する相談	580	599	51	1,230
売買取引に関する相談	384	325	35	744
事務処理に関する相談	237	105	14	356
その他の相談	250	166	8	424
苦情	582	451	72	1,105
勧誘に関する苦情	286	294	57	637
売買取引に関する苦情	146	103	10	259
事務処理に関する苦情	91	31	5	127
その他の苦情	59	23	0	82
あっせん	120	117	45	282
勧誘に関する紛争	99	102	43	244
売買取引に関する紛争	19	12	1	32
事務処理に関する紛争	2	3	1	6
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成23年4月～平成24年2月）  
について

平成24年3月21日

日本証券業協会

当センターに寄せられた情報について

- ① 平成23年4月1日から平成24年2月29日までに寄せられた通報総件数は5,348件、1日あたり平均通報件数は約24件（前年同期：通報総件数5,846件、1日平均約26件）。
- ② 勧誘形態は、仲介業者を通じて勧誘するケースが約70パーセント、未公開会社自身が募集を行うケース（自己募集）によるものが約30パーセント。
- ③ 通報者の約58パーセントが70歳以上の高齢者で、60歳代までを含めると約87パーセントを占める。
- ④ 相談者の男女比では、男性が約57パーセント、女性が約43パーセントとなっている。
- ⑤ 商品別では、通算では、株式に係る通報が4割超と最も多いが、株式・社債以外の通報が約3割超に上っている。具体的には、投資事業組合出資証券、リゾート会員権、合同会社の社員権のほか、アフガニスタン「アフガニ」やベトナム「ドン」等の外国為替取引を持ちかけるケースや、かつて通報者が購入した未公開株式等に関する「買取・被害回復」を謳った勧誘が増加している。
- ⑥ 被害金額は、4月～2月累計で約92億2,810万円。商品別では、株式に係る被害金額が約5割であり、その額は約45億1,711万円となっている。2月の被害金額合計は、約7億544万円で、1通報あたり（被害金額を聴取している通報に限る）の平均被害金額は約647万円で、1通報における最大の被害金額は約6,680万円である。
- ⑦ 勧誘手口からみると、電話だけで被害に遭うケースが約8割であり、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると約98パーセントとなっている。
- ⑧ 勧誘経緯からみると、複数の人間が登場し一人の消費者をだます“劇場型”と呼ばれるケースや、金融庁・証券取引等監視委員会等の公的機関や実在しない（かつては存在したが合併等により消滅した）証券会社等を騙り消費者を安心させた上で取引を勧誘するケースの他、既に未公開株等を保有している消費者（一度被害にあった消費者も含む）に買い取りや被害回復を持ちかける『二次被害』も増加中で

ある。

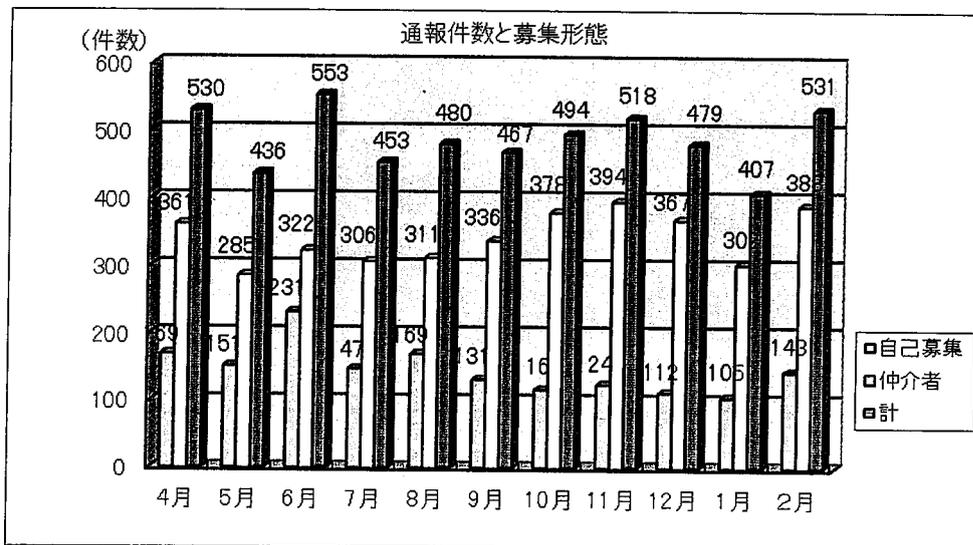
- ⑨ 証券会社との取引がある者からの通報件数（2月）は531件中291件（約55パーセント）であり、そのうち、被害金額を聴取している通報件数は291件中46件（約16パーセント）、被害金額は約7億544万円で約2億5,164万円（約36パーセント）である。商品別の被害金額では、未公開株が約1億3,811万円、社債が約5,940万円、ファンドが約1,000万円、その他が約4,412万円である。

以上

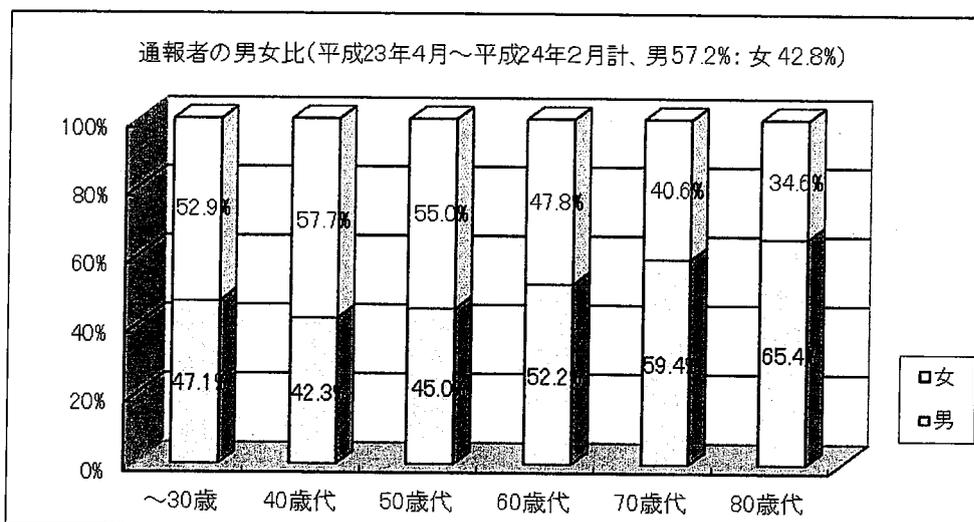
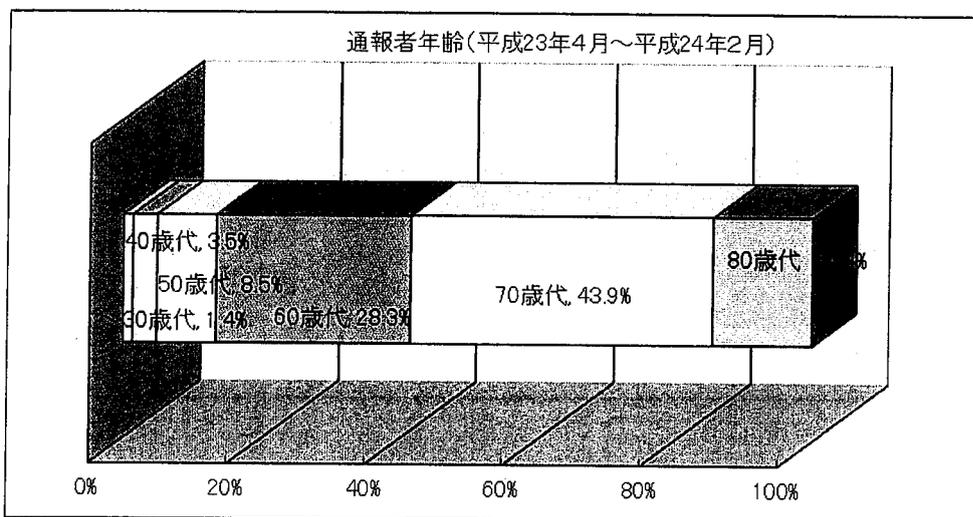
# 別表

## 未公開株コールセンターへ寄せられた通報状況 (平成23年4月～平成24年2月)

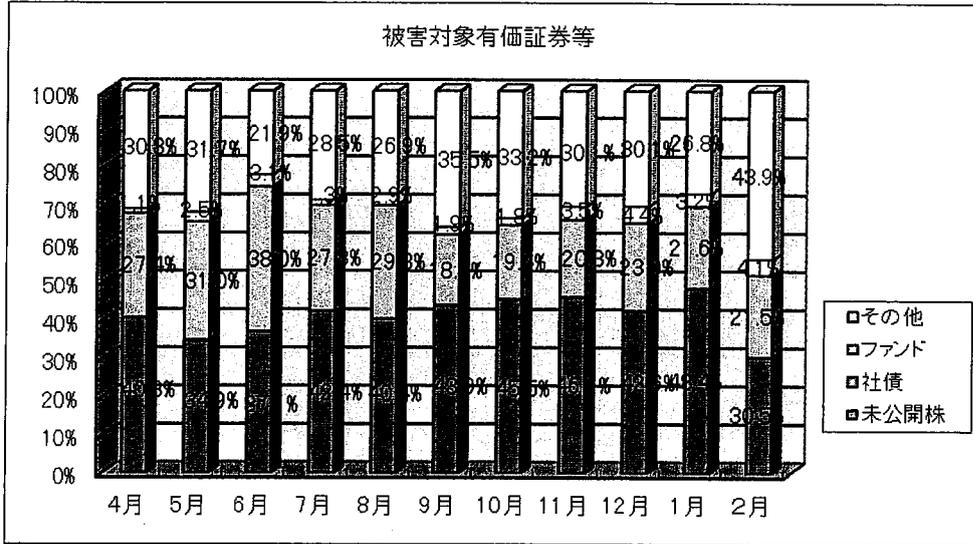
### 1. 通報件数と募集形態の推移



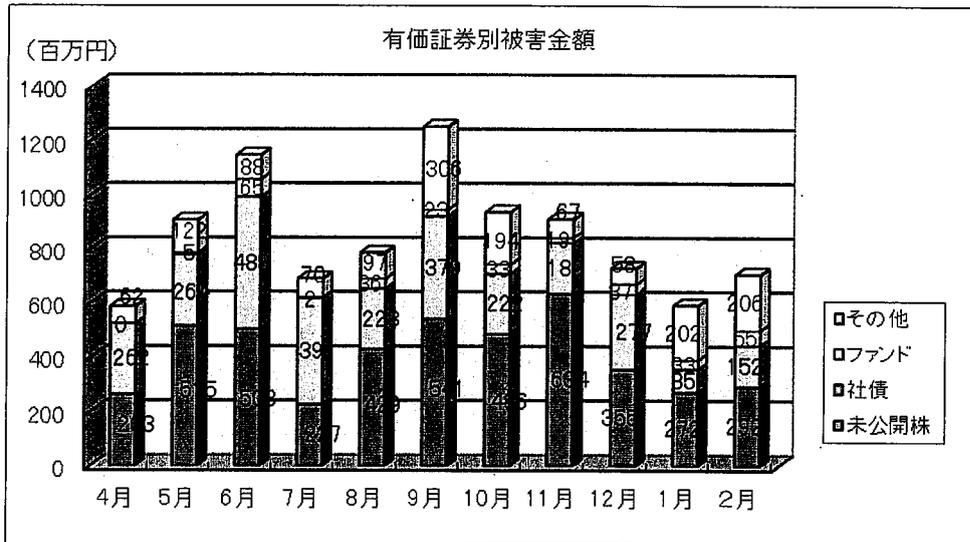
### 2. 通報者年齢



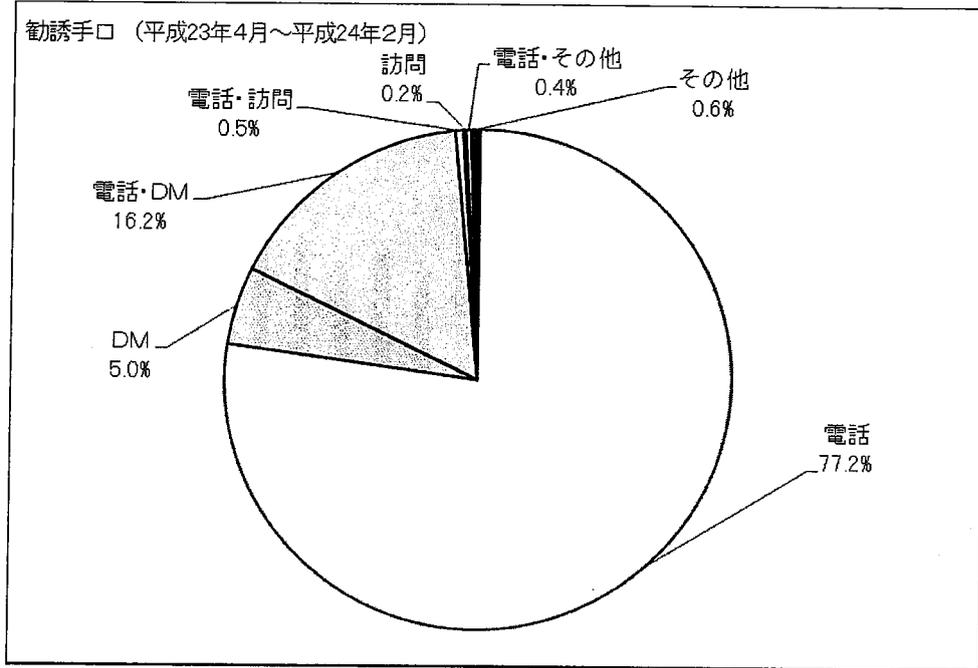
### 3. 被害対象有価証券等



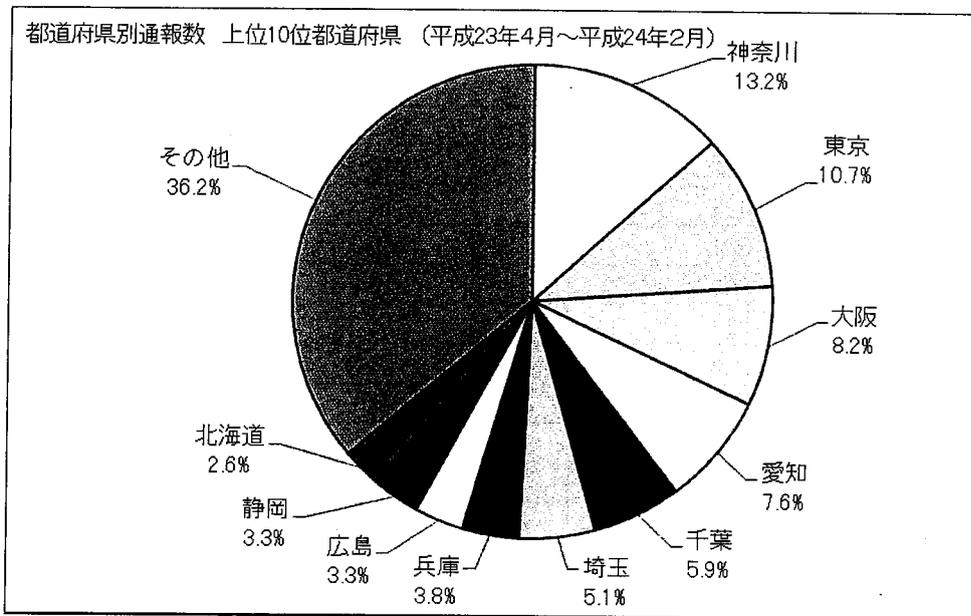
### 4. 有価証券別被害金額



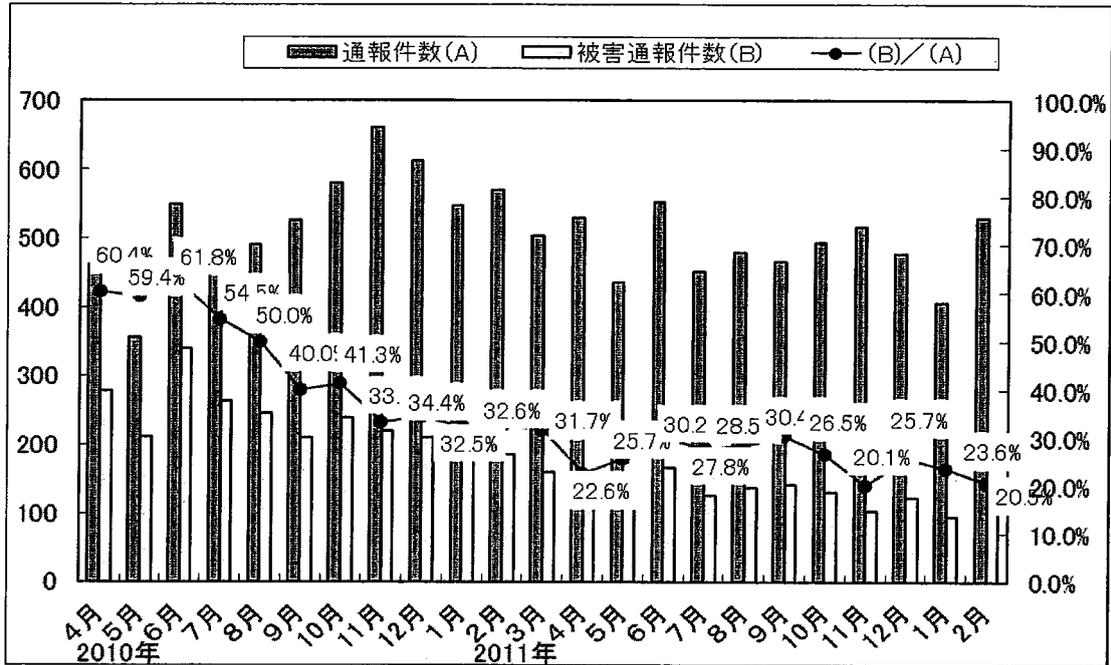
5. 勧誘手口



6. 都道府県別通報件数



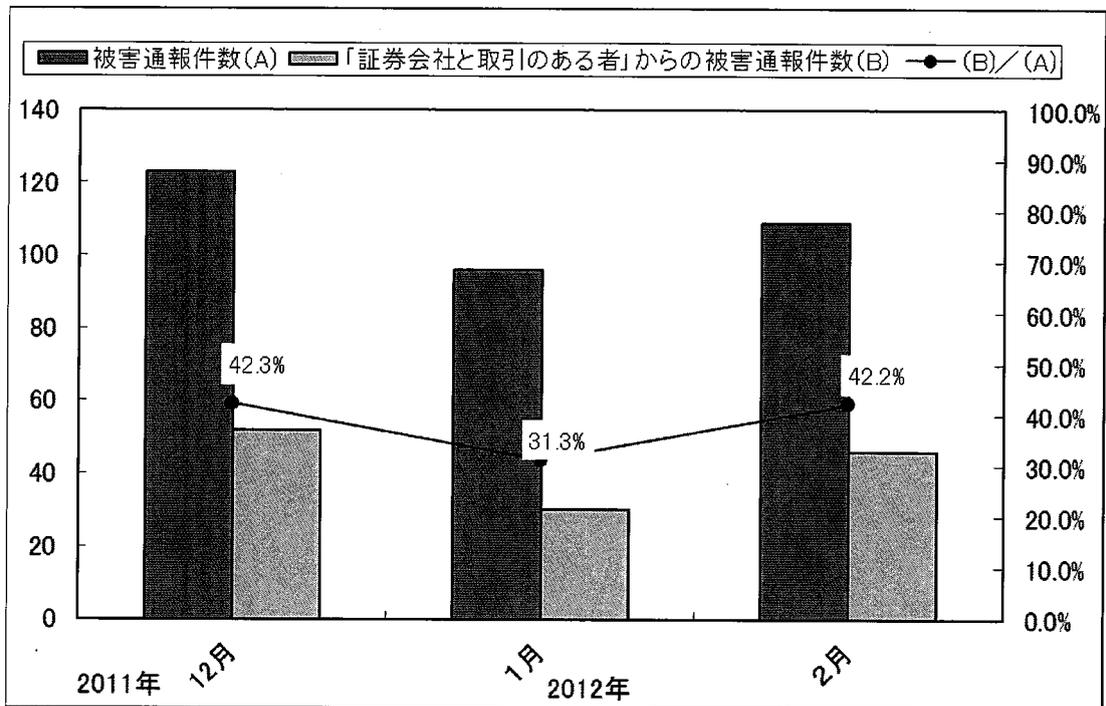
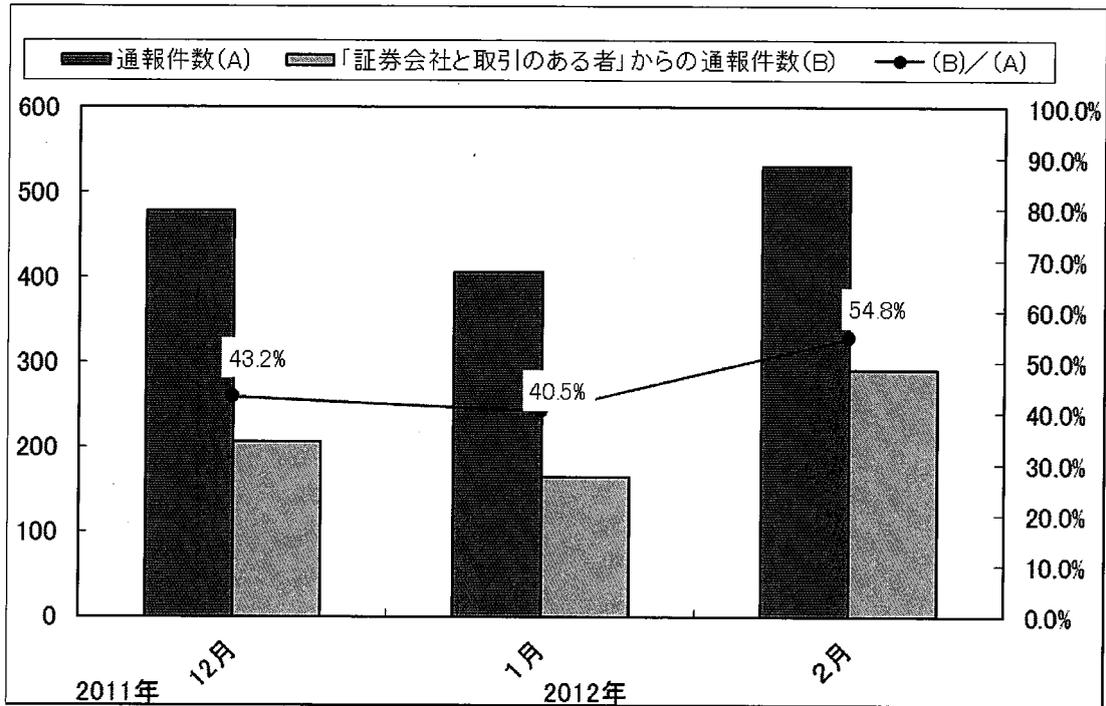
7. 通報件数に占める被害通報件数



(単位:件)

年月	通報件数(A)	被害通報件数(B)	(B)/(A)		
2010	4月	462	279	<b>60.4%</b>	
	5月	357	212	<b>59.4%</b>	
	6月	550	340	<b>61.8%</b>	
	7月	484	264	<b>54.5%</b>	
	8月	492	246	<b>50.0%</b>	
	9月	527	211	<b>40.0%</b>	
	10月	581	240	<b>41.3%</b>	
	11月	661	220	<b>33.3%</b>	
	12月	613	211	<b>34.4%</b>	
	2011	1月	548	178	<b>32.5%</b>
		2月	571	186	<b>32.6%</b>
		3月	505	160	<b>31.7%</b>
4月		530	120	<b>22.6%</b>	
5月		436	112	<b>25.7%</b>	
6月		553	167	<b>30.2%</b>	
7月		453	126	<b>27.8%</b>	
8月		480	137	<b>28.5%</b>	
9月		467	142	<b>30.4%</b>	
10月		494	131	<b>26.5%</b>	
11月		518	104	<b>20.1%</b>	
12月		479	123	<b>25.7%</b>	
2012	1月	407	96	<b>23.6%</b>	
	2月	531	109	<b>20.5%</b>	

8. 「証券会社と取引がある者」からの通報件数

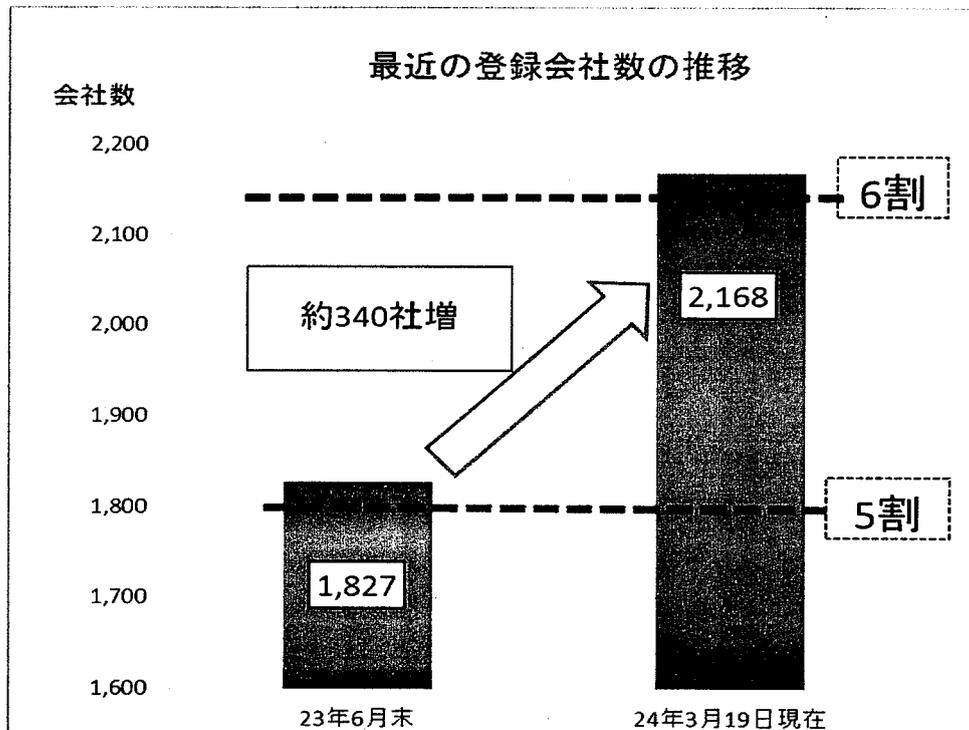


以上

**上場会社の J-IRISS 登録状況について**  
**—登録会社数が6割を超えました！—**

平成 24 年 3 月 21 日  
日本証券業協会

- 平成 24 年 2 月末、J-IRISS（ジェイ・アイリス）登録会社数が、**6割**を超えました。  
平成 24 年 2 月末の登録会社数は 2,154 社で、全上場会社 3,581 社に対する割合は 60.15%となりました。  
(3 月 19 日現在の登録会社数は 2,168 社で、全上場会社 3,582 社に対する割合は 60.52%です。)
- J-IRISS とは、上場会社の役員等のインサイダー取引などの不正取引を未然に防止するためのシステムで、平成 21 年 5 月に稼働しました。
- 本協会及び各証券取引所が共同で、未登録会社への個別訪問等によるアプローチなどを積極的に実施しています。今後も、J-IRISS への登録促進を強化してまいります。  
〔主な登録促進策〕
  - ① 未登録の上場会社(代表者)への登録要請書の発出
  - ② 未登録の上場会社への個別訪問等による登録要請
  - ③ 各種セミナー、フォーラム等での登録要請
  - ④ 「動画で見る！ J-IRISS」を本協会ホームページに掲載
- 上記の登録促進策を昨年 7 月に開始後、8 ヶ月間で 376 社に登録いただきました(既登録会社の上場廃止等に伴い 35 社減)。



総務委員会及び金融・証券教育支援委員会の開催状況  
(平成 24 年 1 月 18 日～平成 24 年 3 月 20 日)

平成 24 年 3 月 21 日

1. 総務委員会

開催日	議案
1 月 24 日	<p>【報告事項】</p> <p>1. 平成 24 年度収支予算原案について</p> <p>【審議事項】</p> <p>2. 取引所外取引等の報告・公表システムに関するシステム化計画(案)について</p> <p>3. 反社情報照会システムに関するシステム化計画(案)について</p>
1 月 31 日 (持ち回り)	<p>【審議事項】</p> <p>・「事務所の設置について」(理事会決議)の一部改正について</p>
2 月 17 日 (持ち回り)	<p>【審議事項】</p> <p>1. 会員の本協会脱退について</p> <p>【報告事項】</p> <p>2. 平成 23 年 12 月期 本協会の財務状況について</p>
2 月 20 日	<p>【審議事項】</p> <p>1. 平成 23 年度会員一般会計における営業収益割会費の徴収停止について</p> <p>2. 「会員会費規則」の一部改正について</p> <p>【報告事項】</p> <p>3. 未公開株等詐欺の未然防止のための行動計画の実施について</p> <p>4. 平成 24 年度収支予算原案(一部修正)について</p>
3 月 9 日 (持ち回り)	<p>【審議事項】</p> <p>・会員の本協会脱退について</p>
3 月 12 日 (持ち回り)	<p>【審議事項】</p> <p>1. 平成 23 年度収支決算見込みについて</p> <p>2. 平成 24 年度収支予算(案)について</p> <p>3. 反社情報照会システムの構築に係る発注先選定について</p>

## 会長一任事項の報告 (24. 1. 18~24. 3. 20)

平成 24 年 3 月 21 日  
日本証券業協会

### 1. 金融商品取引業者の脱退【3社】

《平 24. 2. 20 承認》

- ・ 堂島関東証券株式会社 (脱退日 : 平 24. 2. 29)
- ・ ユービー・エス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 (脱退日 : 平 24. 3. 5)

《平 24. 3. 13 承認》

- ・ パインブリッジ・インベストメント株式会社 (脱退日 : 平 24. 3. 15)

以 上